

## 通所介護事業所 双葉陽だまり館 運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人愛の会が開設する通所介護事業所双葉陽だまり館（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防通所介護にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

- 第2条 指定通所介護の提供にあたっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防通所介護の提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 通所介護事業所 双葉陽だまり館
- （2）所在地 茨城県水戸市開江町7番地
- （3）定員 30名

### （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者（常勤1名）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）生活相談員（営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1名以上）  
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
- （3）介護職員（営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で5名以上）  
利用者の日常生活の介護業務を行う。
- （4）看護職員（併設の特別養護老人ホームに勤務する看護職員と連携する）  
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- （5）機能訓練指導員（営業日ごとに1名以上）  
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導を行う。

なお、員数については「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及

び運営に関する基準」を満たす人員を配置するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日 (1月1日～1月3日は休業とする。)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時までとする。  
(送迎時間を除く)

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容)

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活相談(相談援助等)
- (2) 機能訓練(日常動作訓練等)
- (3) 介護サービス
- (4) 介護方法の指導
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 入浴
- (8) 食事
- (9) 生活機能向上グループ活動(介護予防)

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用料等)

第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。但し、法定代理受領サービスであるときは、関係法令の定める利用料とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に不合理な差額が発生しないようにする。
- 3 前各項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
  - (1) 食事の提供に要する費用 700円(昼食代600円・おやつ代100円)
  - (2) タオルレンタル費(入浴、足浴をした希望者のみ) 50円/回
  - (3) 教養娯楽費(レク材料費等) 100円/回
  - (4) おむつ代 実費
  - (5) 特別な食事の費用 実費
  - (6) 日常生活費 実費
  - (7) その他、通所介護[介護予防通所介護]において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 5 前項のサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、水戸市、笠間市、城里町、茨城町とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会を侵害してはならない。

2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業所に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができる。

4 その他この規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定通所介護の提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に対する関する防災計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(個人情報保護)

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報保護に」関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所」での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文章の提出・提示の求

め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、茨城県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、茨城県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。
- 4 事業所は、利用者からの疑問、苦情について、施設苦情相談窓口（苦情解決責任者 施設長 窓口担当者 生活相談員、電話 029-306-7521）にて、相談を受ける。また、意見箱や当事業所の設置する第三者委員会での受付も行い、責任をもって調査、改善をする。

#### 附 則

制定 平成27年9月1日  
令和 2年8月1日一部変更  
令和 4年2月1日一部変更  
令和 4年4月1日一部変更  
令和 6年4月1日一部変更  
令和 6年8月1日一部変更